

令和6年 第9回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年9月26日（木） 午前9時30分～午前10時24分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員（14人）
- 4 欠席委員（0人）
- 5 議事録署名人の指名について（2人）
- 6 議事日程
議案第171号 農地法第3条による許可申請の件（4件）
議案第172号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件（2件）
議案第173号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員（4人）

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和6年第9回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくをお願いします。

○議長

～あいさつ～

本日は、欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1番〇〇委員、4番〇〇委員、両名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第171号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 884 m²
〇〇、田、面積 1,051 m²
〇〇、田、面積 416 m²
〇〇、田、面積 960 m²
〇〇、田、面積 934 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 9,245 m²

坪単価 1,700 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は、現在〇〇で柑橘栽培を行っています。今回、5筆の内、1筆のみ柑橘を栽培し、残りの4筆は水稻を作付ける予定としております。譲受人は、水稻作付経験がないため、〇〇で精力的に水稻作付を行っている方の協力を得ながら耕作を行っていくとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積 1,476 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 11,427 m²

坪単価 12,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、約14年前に農業経営を開始し、現在は9反程を耕作しています。水稻を中心に作付けており、トラクター、コンバイン、田植え機等の必要な機械も所有しているため、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号3番

土地の表示 ○○、田、面積 967 m²
 ○○、田、面積 1,050 m²
 ○○、田、面積 1,299 m²
 ○○、田、面積 1,166 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 22,519 m²

坪単価 1,200 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、住所は○○となっておりますが、実際は○○地区に居住しています。申請地では、これまでも、利用権設定の上、譲受人が水稻を耕作しており、今後も同様に水稻を作付けていくとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号4番

土地の表示 ○○、田、面積 598 m²

○○、田、面積 566 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 1,164 m²

坪単価 400 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請地の内、西側の農地には雑草が生えておりますが、譲受人に確認したところ、いちじくを植える予定であるが、盛土が必要であり、現在土の手配をしているところで、土が手に入り次第、耕作するということです。いちじくの苗も既に購入していたため、間違いないと思われます。東側の農地では、現在も、かぼちゃ、ナス、オクラ等の夏野菜を植えており、今後も同様に耕作していくとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○○○委員

地図の13ページは○○になっており、14ページ以降の写真は○○となっておりますが、どちらが正しいのでしょうか。

○事務局

地図の 13 ページの〇〇が誤りで、正しくは〇〇です。申し訳ございません。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号 4 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 172 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号 1 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 1 番

土地の表示 〇〇、田、面積 999 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 動物病院

建築面積 211.16 m²

所有権移転

農地区分 2 種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

〇〇に居住している譲受人が、動物病院を新たに経営したいとのことで話がまとまり今回申請があったものです。申請地へは、南側の道路から床板をかけて進入するとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 〇〇、田、面積 1,589 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 露天駐車場

所有権移転

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

申請地は、アスファルト舗装をし、排水は北側の水路に流すということです。田との境にはコンクリートブロックを設置し、隙間はモルタルを詰めるとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

例外許可事項として既存施設の拡張を適用するとのことですが。厳密にいうと申請地は譲受人所有の敷地に隣接はしておりません。既存施設の拡張として問題ないのでしょうか。

○事務局

原則は、隣接している農地が既存施設の拡張の対象となります。今回の場合、隣接している農地が、相続の問題があったり今後も農業経営を継続したいという意向があったりと、どうしても転用できない理由がある農地であったため、県にも相談したところ、既存施設の拡張としてもかまわないとのことで回答をもらったため、議案書には既存施設の拡張と記載しています。

○○○委員

先程の○○委員の説明によると、申請地の周囲はコンクリートブロックを設置して隙間を埋めるとのことですが、そういった簡易な方法では周辺の農地に影響が及んでしまうと思われます。擁壁設置等について、農業委員会から指導することはできないのでしょうか。

○議長

転用許可にあたり、こういう擁壁でないといけないといった基準は定められていません。しかし、今回審議の場で意見が出たため、農地へ土砂等が流出しないよう対策をしてくださいと伝えることはできると思います。事務局から、○○に対して、流出物が出ないようにしっかり間詰めをするよう指導してください。

○事務局

承知しました。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手を

お願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 173 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4 年 8 か月
利用権の設定を行う件数 1 件
利用権を設定する面積 1,436 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5 年 2 か月
利用権の設定を行う件数 2 件
利用権を設定する面積 1,856 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4 年 8 か月
利用権の設定を行う件数 2 件
利用権を設定する面積 2,718 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 9 年 8 か月
利用権の設定を行う件数 1 件
利用権を設定する面積 1,490 m²
利用権を設定する作物 水稻

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。議案第 173 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局
次回の総会日程を読み上げ。

○議長
以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。